

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A県B市所在の会社Cに採用され、塗装業務に従事していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日、同市所在のD会社B工場内で重さ約100キログラムのシリンダーを二人で台車から降ろそうとした際に、腰を受傷した（以下「本件事故」という。）。

請求人は、受傷翌日、E整形外科内科に受診し「腰椎椎間板症」と診断され、同月〇日、F整形外科内科に転医し、「腰椎椎間板障害」と診断され、通院治療を続けていたところ、監督署長は、平成〇年〇月〇日をもって治ゆ（症状固定）と認定した。

請求人は、治ゆ後も治療を継続し、療養のため労働することができないとして、監督署長に平成〇年〇月〇日から同月〇日までの休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、治ゆ後の請求であるとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人の本件事故による傷病は平成〇年〇月〇日をもって治癒しているとして、同年〇月〇日以降の休業補償給付を支給しないとした監督署長の処分が妥当であるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人らは、現在も本件事故による受傷について、週に3回は通院して治療中で、注射、内服薬、座薬、湿布等で悪化を防いでおり、これらの治療は欠かすことができない旨主張する。

(2) しかしながら、労災保険法に基づく療養補償給付の対象となるのは、医学的にみて、通常医療効果の期待できる場合に限られ、傷病の症状が固定した状態に至り、もはや症状改善のための効果的な治療が期待できなくなったときは、身体に障害が残り、それに対しての対症療法が施行されていたとしても、当該傷病は「治癒」したものとして同法所定の療養補償給付の対象外となるものであって、当然のことながら、当該対症療法のみが行われている間については、休業補償給付の対象ともならない。

(3) この点、労働局地方労災医員協議会整形外科専門部会（以下「専門部会」という。）は、平成〇年〇月〇日付けの意見書において、請求人の本件事故による傷病を「腰椎椎間板障害」（以下「本件傷病」という。）とし、本件傷病の状態について「重要組織の損傷もなく、症状が安定しており、これ以上の改善は見込まれないところより、労災保険法上の症状固定と判断する。」と述べている。

当審査会としても、請求人の療養の経過、医証等から、専門部会の意見は妥

当であり、請求人の本件傷病は、平成〇年〇月〇日時点において、治ゆ（症状固定）していたものと判断する。

したがって、監督署長が治ゆと認定した平成〇年〇月〇日以降の期間については、休業補償給付の対象とはならない。

(4) 請求人らは、対症療法であっても、これが施行されなければ症状が悪化するのだから、治療の効果があり、休業補償給付の対象となると主張するようであるが、請求人には重要組織の損傷もなく、その症状は安定しているとされるところ、対症療法が施行されなければ症状が悪化するものとは認められず、請求人らの主張は採用できない。

(5) なお、請求人の本件傷病は、平成〇年〇月〇日時点において医療効果が期待できない状態に至っており、治ゆと判断されるところ、監督署長が請求人の本件傷病の治ゆ日を平成〇年〇月〇日と判断したのは、むしろ遅きに失するものとする。しかしながら、当審査会の審査は、請求人の不服申立ての範囲に限られ、原処分を請求人に不利益に変更することはできないことから、主文のとおり裁決した旨を付言する。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。